

最高裁秘書第1843号

令和3年6月25日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



苦情の申出に係る諮問について（通知）

5月20日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する
苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたの
で、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

最高裁判所事務総局が作成した事務処理要領の件名をまとめた文書（最新版）

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）8588（直通）

最高裁秘書第2067号

令和3年7月1日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

最高裁判所事務総局が作成した事務処理要領の件名をまとめた文書（最新版）

2 苦情の申出がされた日

令和3年5月26日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和3年度（最情）謝問第18号

(2) 謝問日

令和3年6月25日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第2068号

令和3年7月1日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和3年度（最情）諮問第18号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年6月25日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村 慎



理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、特定人が執筆した書籍に「裁判所に入って驚いたことの一つは、先にも書いたとおり予想以上に手引・処理要領・執務資料などマニュアルがあるという事実である。」と記載があることから、本件対象文書は存在する旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

最高裁判所事務総局が作成した事務処理要領の件名をまとめた文書（最新版）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、5月20日付で不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 本件開示申出文書の「事務処理要領」については、裁判所における事務処理の方針等を記載した文書（最高裁判所が下級裁判所における事務処理の方針を示すために作成した文書を含む。）等が想定されるところである。

事務処理要領は、それぞれの事務を所掌する最高裁判所事務総局の各局課等において、事務の性質に応じ必要とされる場合に作成されることがある。もつとも、最高裁判所事務総局の所掌する事務は多岐に渡り、各局課の職員がその事務を遂行するに当たり必要な範囲で事務処理要領を参照することがあるが、

最高裁判所事務総局において事務処理要領の件名を横断的にまとめた文書を作成する必要はなく、探索したもの、該当する文書は存在しなかった。

また、最高裁判所事務総局内の各局課が事務の便宜のために事務処理要領の件名をとりまとめた文書を作成している可能性があることから探索したが、該当する文書は存在しなかった。

(2) なお、苦情申出人は、特定人が執筆した書籍に「裁判所に入って驚いたことの一つは、先にも書いたとおり予想以上に手引・処理要領・執務資料などマニュアルがあるという事実である。」と記載があることから、本件対象文書は存在する旨主張しているが、上記記載は本件対象文書の存在について言及しておらず、裁判所が、本件対象文書を現に保有していることを裏付けるものではない。

(3) よって、原判断は相当である。